

新型コロナ禍における特惠関税率の利用

早川和伸

- 日本の RTA パートナー国からの輸入において、2020 年度の特恵関税率の利用率は多くの国で 80%を超えている。
- 2019 年度から 2020 年度にかけて、ほとんどすべての RTA パートナー国において、特惠関税率の利用率は下落していない。
- しかしながら、この傾向を RTA パートナー国における中小企業支援の必要性を示唆するものと解釈すべきである。

2020 年は、新型コロナがすべての人間生活を変えた年であった。世界経済は落ち込み、4 月頃には世界の貿易額も急落した。その後、世界貿易は 9 月頃に前年水準にまで回復したものの、中国やベトナムなど、一部の国を除き、2020 年における世界各国の GDP 成長率はマイナスとなった。このように世界貿易が減少したのは明白であるが、特惠関税率を利用した貿易が相対的にどのように推移したかは明らかではない。多くの国が 2000 年以降、地域貿易協定 (RTA) のパートナー国を増やし、特惠的な関税を互いに供与しながら貿易を拡大させてきた。そうした「特別」な貿易が、今回のコロナ禍において相対的にどのように変化したかを、日本の輸入を対象として明らかにしたい。

特惠利用率

本レポートでは、特惠対象品目において、総輸入額に占める特惠関税率を利用した輸入額のシェアを計算する。本シェアを特惠利用率と呼ぶこととする。日本の輸入について、2019 年までに発効している 17 の RTA を分析対象とする。さらに、一般特惠関税制度 (GSP) を用いた輸入についても特惠輸入としてカウントする。最恵国待遇 (MFN) 税率よりも低い関税率が利用可能な品目を特惠対象品目と定義するが、よく知られているように、我が国の RTA ネットワークは重層的である。例えば、ベトナムから

の輸入時には、日越 RTA のみならず、日 ASEAN の RTA、包括的・先進的 TPP 協定、そして GSP の 4 種類の特恵関税制度が利用可能である。そのため、少なくとも 1 つの特恵関税制度において特惠対象となっている品目を、特惠対象品目とする。貿易に関するデータは、税関貿易統計から入手し、特惠対象品目か否かを判断するための関税率データは、世界貿易機関などによって整備されている「Tariff Analysis Online」(TAO) から入手する。年度ベースの特恵利用率を計算する。

2019 年度から 2020 年度にかけての変化

図 1 は 2020 年度の特恵利用率を輸出国別に示している。2019 年時点で、46 カ国が RTA パートナー国となっており、半分以上の国において、利用率は 80%を上回る。90%を上回る国も 20 カ国近い。このように日本の輸入においては、コロナ禍の 2020 年度でさえも、十分に高い特惠利用率が観察される。一方、日 EU の RTA パートナー国のなかには、50%を下回る利用率の国もわずかであるが存在する。

図 2 は、2019 年度から 2020 年度にかけての特恵利用率の変化率 (パーセント・ポイント) を示している。ポーランド、マレーシア、ペルー、モンゴル、スロベニアの 5 カ国を除けば、2020 年度における特惠利用率は前年度と同水準か、もしくはそれよりも高い。30 パーセント・

新型コロナウイルス禍における特惠関税率の利用

新型コロナウイルスと特惠利用率

コロナ禍においても、特惠税率を用いた輸入額が相対的に増加していることが示された。概念上、2019年度から2020年度にかけて、少なくとも5つの要因により特惠利用率は変化すると考えられる。最初の3つは特惠利用率の低下要因、残る2つは上昇要因である。第一に、新型コロナウイルス感染予防に伴うサプライヤーの操業停止・縮小などにより、調達先を変更せざるを得ない状況が生まれる。しかしながら調達先が変わると、原産地規則を満たすことが困難になる場合もあろう。これは特惠利用率に対する低下圧力となる。

第二に、新型コロナウイルスによる原産地証明書発給機関の業務時間縮小、または輸送遅延により、原産地証明書を適時に入手、提示できないといったことが起こりえる。近年の日本のRTAでは、自己証明制度（自己申告制度）が導入されることが増えている。自己証明制度を利用する場合には、第三者証明制度を利用する場合に比べ、原産地証明書にかかる影響は少ないかもしれない。

さらに、新型コロナウイルス禍における対応策として、原産地証明書の原本の提示が困難な場合、写真コピー、またはスキャンしたものを電子的に提出することが、多くの国で認められた。我が国においても、所定の手続きにより原産地証明書の提出猶予が認められた。これらの対応策によっても、第二の要因による負の影響は緩和されたと推察される。

第三に、新型コロナウイルスによる消費機会の縮小や消費マインドの悪化による需要規模の縮小は、各企業の輸出量を減少させ、特惠関税率の利用による関税支払の削減額が減少する。これにより、特惠関税率を利用する手続きコストのほうが高いと感じる企業は、特惠関税率の利用を停止するかもしれない。

第四の要因は、一般に、特惠関税率を利用して輸出する企業は相対的に規模が大きく、また生産性が高いことが知られている。こうした企業は新型コロナウイルスによる負のショックにもより柔

軟に対応するであろう。すなわち、特惠関税率を利用していない中小企業ほど、新型コロナウイルスによる負の影響を受け、輸出額が減少しているかもしれない。この場合、特惠関税率を利用した輸出額が相対的に多くなり、特惠利用率は上昇することになる。

第五に、新型コロナウイルスとは無関係な要因として、特惠関税率の段階的低下が挙げられる。とくにまだ発効して間もない、日EUのようなRTAでは、2019年度から2020年度にかけて特惠関税率がさらに低下する品目があり、これは特惠利用率の上昇圧力となる。

以上の要因をもとに2019年度から2020年度にかけての特惠利用率の変化を見ると、特惠利用率が大多数の国で上昇していることから、第一、第二、第三の要因による下落圧力よりも、第四、第五の要因による上昇圧力のほうが大きかったといえる。日EUのRTAパートナー国において特惠利用率の上昇が大きいことは、これらの国で第五の要因が強く働いているのであろう。一方、第四の要因による特惠利用率の上昇は必ずしも望ましくない。とくに、既に特惠関税率の段階的削減がほとんど完了しているRTAパートナー国においては、この第四の要因が強く働いていることが示唆され、輸出国における中小企業支援の必要性を訴えるものと解釈すべきであろう。

謝辞

本稿の草稿段階において、木村福成教授（慶應義塾大学）、棕寛教授（学習院大学）、安藤光代教授（慶應義塾大学）、椎野幸平准教授（拓殖大学）、小島英太郎課長（海外調査部）、伊藤博敏課長（海外調査部）から有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本稿についての誤り等の責任はすべて筆者に帰するものである。

（はやかわ かずのぶ/JETRO バンコク事務所）